

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当り、その翌日)

## 目 次

◇ 告 示 鳥取県製造業流通調査要綱(統計課)

鳥取県商業流通調査要綱(〃)

鶏等の移入の禁止(畜産課)

土地改良区の役員の退任(農村整備課)

土地改良事業の工事の完了(〃)

保安林の指定の解除予定(造林課)

森林病害虫等防除法による松くい虫の駆除命令(二件)  
(〃)

松くい虫の特別防除の実施(〃)

開発行為に関する工事の完了(二件)(都市計画課)

◇ 選管告示 選挙管理委員会の招集

◇ 教委告示 定例教育委員会の招集(総務課)

◇ 海区漁調 委告示 すくい網漁業の操業に関する指示

◇ 地労委告示 地方労働委員会あっせん員候補者の氏名、閲歴等

## 告 示

鳥取県告示第三百九十六号

鳥取県統計調査条例(昭和二十五年三月鳥取県条例第七号)の規定に基づき、鳥取県製造業流通調査要綱を次のとおり定めたので、同条例第二条の規定により告示する。

平成三年四月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県製造業流通調査要綱

一 調査の目的

この調査は、県内と県外との商品流通状況を明らかにし、平成二年鳥取県産業連関表の作成のための基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査の対象となる事業所

この調査は、知事が別に定める方法によって抽出した事業所について行う。

三 調査事項

この調査は、次に掲げる事項について行う。

- 1 事業所名及び所在地
- 2 従業者数
- 3 品目別製造受払額
- 4 消費地域別出荷内訳

5 賃加工費

四 調査の対象となる期間

この調査の対象となる期間は、平成二年一月一日から同年十二月三十一日までの一年間とし、これにより難い場合は、この期間を最も多く含む事業年度の期間とする。

五 調査の実施期間

平成三年五月一日から同月三十一日まで

六 調査の方法

この調査は、知事が別に定める調査票により郵送調査の方法で行う。

七 調査票の提出期限

この調査の調査票は、平成三年五月三十一日までに知事に提出する。

八 結果の公表

この調査の結果の公表は、平成二年鳥取県産業連関表の公表をもってこれに代える。

鳥取県告示第三百九十七号

鳥取県統計調査条例（昭和二十五年三月鳥取県条例第七号）の規定に基づき、鳥取県商業流通調査要綱を次のとおり定めたので、同条例第二条の規定により告示する。

平成三年四月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県商業流通調査要綱

一 調査の目的

この調査は、県内に所在する卸売事業所及び大規模小売事業所の商品の仕入れ及び販売額を把握し、平成二年鳥取県産業連関表の作成のための基礎資料とすることとする。

二 調査の対象となる事業所

この調査は、知事が別に定める方法によって抽出した事業所について行う。

三 調査事項

この調査は、次に掲げる事項について行う。

- 1 事業所名及び所在地
- 2 従業者数
- 3 経営組織
- 4 本社若しくは支社又は単独事業所の別
- 5 商品仕入額
- 6 商品販売額
- 7 年初及び年末の商品手持額
- 8 5及び6に掲げる事項の県際関係

四 調査の対象となる期間

この調査の対象となる期間は、平成二年一月一日から十二月三十一日までの一年間とし、これにより難い場合は、この期間を最も多く含む事業年度の期間とする。

五 調査の実施期間

平成三年五月一日から同月三十一日まで

六 調査の方法

この調査は、知事が別に定める調査票により郵送調査の方法で行う。

七 調査票の提出期限

この調査の調査票は、平成三年五月三十一日までに知事に提出するものとする。

八 結果の公表

この調査の結果の公表は、平成二年鳥取県産業連関表の公表をもってこれに代える。

鳥取県告示第三百九十八号

ニューカッスル病予防に関する規則（昭和二十六年八月鳥取県規則第四十七号）第一条の規定に基づき、鶏、あひる、七面鳥若しくはうずら若しくはこれらの死体又はニューカッスル病の病原体を広げるおそれがある物品の移入を禁止する区域を次のとおり指定する。

平成三年四月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

東京都青梅市の区域

鳥取県告示第三百九十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大栄町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成三年四月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事	河本 幹	東伯郡大栄町大字亀谷二四二
"	宮脇 愛之助	大字瀬戸四一四
"	吉田 明 嗣	大字妻波一二六九
"	塚本 富 秋	大字大谷一四九九一二
"	北濱 輝 秋	七九九一三
"	中原 清 春	一四〇二
"	河本 正 夫	一四〇七
"	池口 満 明	大字妻波一八七八一七
"	福 嶋 崇	大字由良宿一五三四
"	竹 中 貞 眞	一五八五
"	桑 本 昭 人	一三四
"	盛 山 和 夫	東伯町大字槻下六八七
"	南 場 喜 一 郎	大栄町大字六尾三三六
"	長谷川 尚	大字島六九七
"	福 光 良 昌	大字西穂波一二一

山崎芳蔵	大字亀谷三九八
中井継雄	大字妻波一三九六―四
日置武夫	〃 一七八二―一
手嶋武人	大字下種四八〇
村岡豊	〃 四六一―一
横山博	大字上種二〇六
森文基	大字岩坪一二二―五
長谷川正直	大字西高尾四八八
石原正	〃 八四七―三九三
中本雅胤	〃 東伯町大字法万二〇一
岡崎勸	東伯郡大栄町大字六尾一七四
山下正	大字亀谷九五二―四
斉木允昭	大字妻波六九七
理事 河本幹	東伯郡大栄町大字亀谷二四二
〃 宮脇愛之助	大字瀬戸四一四
〃 吉田明嗣	大字妻波一二六九
〃 梅津良善	大字大谷一四四二
〃 梅津志郎	〃 七八七―二
〃 北濱輝秋	〃 七九九―三
〃 中原清春	〃 一四〇―二
〃 池口満明	大字妻波一八七八―一七

竹中貞眞	大字由良宿一五八五
福島崇	〃 一五三四
桑本昭人	〃 一三四
盛山和夫	東伯町大字槻下六八七
南場喜一郎	大栄町大字六尾三三六
福光秀雄	大字島九二二
福光良昌	大字西穂波一二一
山崎芳蔵	大字亀谷三九八
中井継雄	大字妻波一三九六―四
内川武尚	〃 一七二〇
手嶋武人	大字下種四八〇
村岡豊	〃 四六一―一
横山博	大字上種二〇六
徳山孝篤	大字岩坪一七〇
長谷川正直	大字西高尾四八八
藤本正一	〃 八四七―六六
村岡弘昭	大字東高尾四五三
川崎昭博	〃 東伯町大字法万一七七
岡崎勸	東伯郡大栄町大字六尾一七四
斉木允昭	大字妻波六九七
山下昭夫	大字亀谷一〇七四―一
監事	平成三年四月七日就任 任期四年

鳥取県告示第四百号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三條の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成三年四月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事を完了年月日
岸本町	地区再編農業構造改善事業岸本南（小野） 地区区画整理	平成元年三月十五日

鳥取県告示第四百一号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十條の規定により告示する。

平成三年四月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡河原町大字北村字小州ヨリ葵谷迄九四一の五（次の図に示す部

分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び河原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百二号

森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五條第一項の規定に基づき、同法第三條第一項第四号に掲げる命令をするので、同法第五條第二項において準用する同法第三條第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成三年四月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 区域及び期間

1 区域

イ 鳥取市、倉吉市、米子市、八頭郡那家町、船岡町、八東町及び用瀬町、東伯郡東郷町、三朝町、関金町、北条町、大栄町、東伯町及び赤碓町、西伯郡中山町、名和町、大山町、日吉津村、淀江町、岸本町、会見町及び西伯町並びに日野郡溝口町及び江府町の各一部（

別紙のとおりとする。)

ロ 鳥取市、気高郡気高町並びに東伯郡泊村及び北条町の各一部(別紙のとおりとする。)

2 期間

平成三年六月四日から同年七月十五日まで

二 森林病害虫等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

一の1に掲げる区域内において松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある松の樹木を所有し、又は管理する者は、当該松の樹木について、一の1のイに掲げる区域にあっては航空機を利用して行う薬剤による防除を、一の1のロに掲げる区域にあっては地上からの薬剤による防除を実施すること。

四 その他必要な事項

- 1 三に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- 2 三に掲げる措置を行った場合において、損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を、一の2に定める期間経過後、速やかに、当該措置に係る松の樹木の所在する地域を管轄する地方農林振興局長に提出すること。
- 3 知事は、三に掲げる措置を行うべき者が一の2に掲げる期間内に三の措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みのないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- 4 知事は、3により措置を行った場合において、その費用の額が、三に掲げる措置を行うべきものが自らその措置を行った場合に受けるこ

とができる損失補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をそのものから徴収することがある。

(「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部造林課、各管轄地方農林振興局並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百三三号

森林病害虫等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)第五条第一項の規定に基づき、同法第三条第一項第六号に掲げる命令をするので、同法第五条第二項において準用する同法第三条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成三年四月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 区域及び期間

1 区域

米子市

2 期間

平成三年五月二十日から同年六月三十日まで

二 森林病害虫等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある伐採木等(伐採された

樹木、その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材又は薪炭材であるものも含む。）をいう。以下同じ。）を所有し、又は管理する者は、当該伐採木等に薬剤を散布すること。

四 その他必要な事項

- 1 三に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- 2 三に掲げる措置を行った場合において、損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を、一の二に定める期間経過後、速やかに、当該措置に係る伐採木等の所在する地域を管轄する地方農林振興局長に提出すること。

鳥取県告示第四百四号

松くい虫被害対策特別措置法（昭和五十二年法律第十八号）第五条第一項の規定に基づき、松くい虫の特別防除を行うので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三年四月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 区域及び期間

1 区域

鳥取市、岩美郡岩美町、国府町及び福部村、気高郡鹿野町及び青谷町並びに西伯郡中山町の各一部（別紙のとおりとする。）

2 期間

平成三年六月四日から同年七月十五日まで

（「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部造林課、各管轄地方農林振興局並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成三年四月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成二年十二月三日 鳥取県指令受都計三一二第十五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市長谷字土手下タ中分

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市長谷一八五十二

宮田定男

鳥取県告示第四百六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成三年四月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成三年二月五日 鳥取県指令受米土維第九百二十三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

境港市外江町字イノミヤ

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市両三柳二一六〇一

有限会社ホームクラフト

代表取締役 磯辺悦雄

### 選挙管理委員会告示

#### 鳥取県選挙管理委員会告示第五十二号

平成三年第十三回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成三年四月二十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

一 日時 平成三年四月三十日(火)午前十時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁選挙管理委員会

三 議題 羽合町長選挙に係る審査申立てについて

### 教育委員会告示

#### 鳥取県教育委員会告示第十一号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成三年四月二十六日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

一 日時 平成三年五月二日(木)午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県庁教育委員会委員室

三 議題

1 鳥取県教育課程審議会への諮問について

2 その他

### 海区漁業調整委員会告示

#### 鳥取海区漁業調整委員会告示第一号

鳥取県海面におけるすくい網漁業(集魚を目的とする照明設備及び動力式漁ろう装置を備えた船舶を使用するものに限る。以下同じ。)の操業について、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成三年四月二十六日

鳥取海区漁業調整委員会会長 佐 竹 嘉 泰

操業の承認

西伯郡阿弥陀川河口中央から正北の線以東の鳥取県海面において、平成三年五月一日から同年八月三十一日までの間に、すくい網漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに鳥取海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

なお、承認の内容等は、次のとおりである。

一 承認の内容

(一) 承認を受けられる者

県内に住所を有する者にあつては当該漁業に係る漁具を保有する者とし、県内に住所を有しない者にあつては当該漁業の実績を有する者とする。

(二) 承認の対象となる船舶

総トン数十トン未満の漁船

(三) 承認を受けた者の操業の条件

- (イ) 操業に際し、委員会から交付された承認証を当該承認に係る船舶内に備え付けなければならない。
- (ロ) 共同漁業権区域内で操業しようとする者は、漁業権者の同意を得なければならない。
- (ハ) 他種漁業の操業を妨げてはならない。
- (ニ) 漁獲物は、原則として本県の漁港に陸揚げしなければならない。
- (ホ) 操業期間満了後、速やかに別に定める様式の漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

二 承認の取消し

この承認の条件に違反して操業した場合は、承認を取り消すことがある。

### 地方労働委員会告示

#### 鳥取県地方労働委員会告示第一号

労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条  
 第一項の規定により、鳥取県地方労働委員会あつせん員候補者の氏名、関  
 歴等を次のとおり告示する。

平成三年四月二十六日

鳥取県地方労働委員会会長 勝 部 可 盛

氏 名	生年月日	住 所	職 業	電 話 番 号	経 験 及 び 関 歴	委 嘱 年 月 日
坪倉 徹夫	大正三〇・二・五	米子市博労町四丁目三 四二―五		自宅 〇八五〇三―八五五	米子市助役	平三・三・七
森田 吉次郎	大正四・八・二五	鳥取市元大工町四	鳥取県地方労働委員会委員（会長 代理）	自宅 〇八五〇三―四九六	鳥取県代表監査委員	平三・三・七
大村 光昭	昭三・一・九	米子市両三柳二九六一 一	公認会計士 税理士 鳥取県地方労働委員会委員	事務所 〇八五〇二―〇九二 自宅 〇八五〇二―一八四		平三・三・七
藤井 俊彦	昭六・七・七	鳥取市浜坂五丁目四― 八	学校法人鳥取県自動車学校専務理 事	自動車学校 〇八五〇二―一三三 自宅 〇八五〇一―〇五七	鳥取県地方労働委員会事務局長	平三・四・一
勝部 可盛	昭八・三・二四	米子市上福原一四五九 一六	弁護士 鳥取県地方労働委員会委員（会長）	事務所 〇八五〇三―一四四 自宅 〇八五〇三―一四〇		平三・三・七
田村 康明	昭九・一・二六	鳥取市卯垣四丁目二― 九	弁護士 鳥取県地方労働委員会委員	事務所 〇八五〇二―九四八		平三・三・七



油木 桓志	大二・一・五	米子市東町一三	米子信用金庫専務理事	金庫 〇八五〇三二二四 自宅 〇八五〇三二四五	米子信用金庫常務理事	平三・三・七
田中 和夫	大二・九・〇	八頭郡用瀬町大字安蔵 三四三	鳥取県経営者協会会長 鳥取県社会福祉協議会会長 鳥取信用金庫相談役 鳥取県地方労働委員会委員	協議会 〇八七〇七一六三三 自宅 〇八七〇七一三五	鳥取信用金庫理事長	平三・三・七
西谷 昇	大三・四・五	倉吉市越殿町一四〇五 一三八	西谷技術コンサルタン卜株式会社 代表取締役社長	会社 〇八八〇六一四二二 自宅 〇八八〇六一五〇	西谷測量株式会社代表取締役社長	平三・三・七
小林 繁	大五・七・四	米子市皆生一六六一 五四	鳥取県経営者協会西部支部副支部長 米子機工株式会社取締役社長 鳥取県地方労働委員会委員	会社 〇八九〇元一〇三三 自宅 〇八九〇三二三四	株式会社米子鉄工所取締役	平三・三・七
山住 省二	昭二・一・〇	八頭郡用瀬町大字用瀬 四八八	鳥取商工会議所専務理事	会議所 〇八七〇六一六六六 自宅 〇八七〇六一九九七	鳥取県国民体育大会事務局長	平三・三・七
高田 勝之助	昭四・二・五	鳥取市核谷六〇三	鳥取県経営者協会専務理事 鳥取県地方労働委員会委員	協会 〇八七〇三一八四四 自宅 〇八七〇六一三三九	日本放送協会鳥取放送局副局長	平三・三・七
村上 博太	昭五・六・六	米子市上後藤八丁目七 一三二	米子商工会議所専務理事	会議所 〇八五〇三二五二三 自宅 〇八五〇元一四三七	米子商工会議所理事兼事務局長	平三・三・七
河田 賢一	昭八・一〇・九	倉吉市住吉町九八	鳥取県経営者協会中部支部副支部長 株式会社河田組取締役社長 鳥取県地方労働委員会委員	会社 〇八五〇三一六二六 自宅 〇八五〇三一三三八	株式会社河田組専務取締役	平三・三・七
永瀬 正治	昭一〇・六・〇	米子市宗像四五一一九	鳥取県経営者協会常任理事 永瀬石油株式会社取締役社長 鳥取県地方労働委員会委員	会社 〇八五〇三二二六 自宅 〇八五〇六一六四	株式会社永瀬石油店専務取締役	平三・三・七
児嶋 祥悟	昭一六・四・九	鳥取市美萩野一丁目一 三八	鳥取県経営者協会常任理事 鳥取瓦斯株式会社取締役社長	会社 〇八七〇元一八二 自宅 〇八七〇元一〇三〇	鳥取瓦斯株式会社常務取締役	平三・三・七
内田 良弘	昭九・六・四	鳥取市湯所町一丁目三 八四一二	鳥取県地方労働委員会事務局長	事務局 〇八七〇六一七五五 自宅 〇八七〇三一六三三	鳥取県自治研修所長	平三・四・一

鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取 県

【定価一部一箇月千八百五十円(送料を含む)】